

成年後見制度における「本人不在問題」に関する研究

—社会福祉士による受任事例を中心に—

○ 長野大学 山口 理恵子 (6505)

青田 和憲 (青田社会福祉士事務所・8347)

キーワード：成年後見制度、身上監護、ベストインタレスト

1. 研究目的

民法の改正により施行された成年後見制度は、介護保険制度の施行とともに契約社会において認知症等の判断能力に瑕疵のある人々の自己決定を支援し、不当な権利侵害から守ることを目的としている。最高裁判所事務総局家庭局の統計資料によれば、制度開始から現在までの申し立て総件数は25万を超えており、開始時の平成12年度年には9,007件であった申し立て件数は平成23年には31,402件となっており、制度が浸透し定着しつつあることを示している。成年後見人等と本人の関係については平成23年1月～12月において親族後見55.6%、第三者後見44.4%と依然として親族後見が第三者後見を上回っているが、前年度は親族後見58.6%、第三者後見41.4%であることから、第三者後見の割合は増加傾向にあるといえる。このうち平成23年1月から12月までにおける専門職後見の対前年比は弁護士で12.3%、司法書士が9.2%、社会福祉士で7.3%と3職種とも増加していることから、成年後見制度における専門職後見の必要性が高まっている傾向がうかがえる。また、開始当初は少なかった市町村長申し立てについては、介護保険改正以降の地域包括支援センターの創設や成年後見制度利用支援事業の普及により平成23年度は3,680件（全体の11.7%）となっており、同事業の開始直後である平成14年3月時の115件（全体の1.1%）に比べると徐々にではあるが増加しつつある。しかし一方で、制度開始当初からとりわけ身上監護の場面において後見人の職務の範囲に対する判断基準の課題や本人の意思尊重と本人の保護の観点が拮抗する場面での課題として医療同意権や居所指定権等が指摘されている。また、近年実践現場では、後見人等の職務遂行において本人の自己決定の支援と意思尊重という制度の趣旨を踏まえた実践を行なうことへの限界が、課題として報告されている。そこで本研究では、このような、本人の意思が十分に尊重されなかったケース（以下「本人不在問題」という）について検証を行い、当該課題の改善方法を探り、延いては適正な制度の利用動機へと導くための手がかりとする。

2. 研究の視点および方法

実践事例報告書等の検証と独立型社会福祉士複数に対するヒアリングを行う。その際、次の2点を研究の視点とする。①社会福祉士という専門職の視点からどのようなケースを「本人不在」と捉えているのか。②どのような場面で、どのような経緯や根拠をもとに判

断し、結果的に「本人不在」となったか。

3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会研究倫理指針の定めを順守して行う。

4. 研究結果

現状では以下の事例が本人不在に相当するものとしてあげられる。

- ① 住み慣れた自宅で暮らし続けたいという思いがあったが、親族の意向も含め、生命・身体および悪質商法による被害等のリスク回避を優先することとなり、施設へ入所する結果となった。
- ② 親族より虐待を受けており、その親族に対する不憫な思いもあり経済援助をしたいという希望があったにもかかわらず、虐待をしている親族との接触を絶たれる結果となった。
- ③ 自分の手元で通帳類を管理し、なじみの銀行に行って自分で払戻しをして欲しいものを買いたいと思ったが、叶わなかった。
- ④ お世話になった知人へお礼をしたかったが、生活費に支障が出るとの理由で実現しなかった。
- ⑤ 長い間信心してきた宗教団体へ寄附を続けてきたが、その宗教団体が悪質であるとの理由で、今後の寄附ができなくなった。

5. 考察

いずれのケースにおいても制度利用に際し、本人のニーズおよび意思決定の過程を重視するためには、親族へのアプローチも含め、身上監護を主たる専門とする社会福祉士である専門性、すなわちソーシャルワークの視点を重視した的確で丁寧なニーズ把握とアセスメント、あるいは行政機関に対する働きかけ（ソーシャルアクション）も含めた関係調整等、専門的マネジメントを適切に行うことが解決の鍵となることがうかがえる。したがって、本人の「ベストインタレスト」を追求するために成年後見制度において社会福祉士による一定の専門性を担保した客観的視点をふまえた組織的なアセスメントや専門的マネジメントの方法論の確立と必要性が示唆される。

※本研究は科学研究費補助金基盤研究（C）（課題番号 90582263）「成年後見制度における社会福祉士の視点を生かしたアセスメントシートによる実証的研究」による研究の一部である。

<参考文献>

最高裁判所事務総局家庭局(2012)「成年後見事件の概況」
<http://www.courts.go.jp/about/siryo/kouken/index.html>,2012.6.11